

お客様各位

令和3年4月23日

日本国際商船株式会社



緊急事態宣言発令（東京、大阪、京都、兵庫）対応について

政府は23日午前、新型コロナウイルスの専門家らによる基本的対処方針分科会を開き、東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に緊急事態宣言を発令する方針を示されました。分科会での了承を経て、同日午後の政府対策本部で正式決定する方向です。期間は4月25日から5月11日までとなっております。

上記緊急事態宣言発令方針を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店の業務につきまして、下記の通り時差出退勤制を時限的に再度取り入れ対応させていただきます。

<東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店：時差出退勤制>

通常始業時刻 AM9：00 ——> 実施後 AM8：00～AM10：00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17：20 ——> 実施後 PM16：20～PM18：20 の間を終業時刻とする。

<実施期間>

令和3年4月26日（月）から令和3年5月11日（火）まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上